

市民活動支援金制度を改正しました

～改正内容の説明会を開催します～

市民の皆様の自主的・自立的な公益活動を支援する「市民活動支援金制度」について、新規団体の立ち上げ支援の充実と活動を続けている団体の更なる自主・自立運営に向けて、制度改正を行いました。

また、改正内容及び申請方法等について、下記の日程で説明会を開催します。

1 改正内容

(1) 支援金の額等の見直し
(現制度)

支援金の種類	支援金の上限額	支援金の交付回数
①一般的な事業	5万円	制限なし
②効果が顕著と認められる事業	20万円	
③協働型	支援対象経費の2分の1	



(改正後)

支援金の種類	支援金の上限額	支援金の交付回数
①立上げ支援型 (設立2年以内かつ現制度で支援金を受けていない団体)	初回10万円 2回目以降5万円	3回
②協働型	支援対象経費の2分の1	制限なし

(2) 経過措置

平成30年4月1日を基準日として、現制度で支援金を受けたことがある団体または設立2年以上の団体には経過措置を設けています。

支援金の種類	支援金の上限額	経過措置期限
①一般的な事業	5万円	平成32年度まで
②効果が顕著と認められる事業	20万円	平成30年度まで

※②を申請した場合でも、平成31年・32年の2年間は①への申請が可能です。

2 説明会開催日程

日時		場所	対象
5月15日 (火)	午後3時～	市民活動センター2階 中会議室	支援事業の助成を受けたことがある団体または設立2年以上の団体
	午後7時～	市役所5階 大会議室	
5月16日 (水)	午後3時～	市民活動センター2階 中会議室	
	午後7時～	市役所5階 大会議室	
5月18日 (金)	午後3時～	市民活動センター2階 視聴覚室	支援事業の助成を受けていない設立2年未満の団体

問い合わせ先

三木市市民生活部 市民協働課 市民交流係
TEL 0794-82-2000 内線 2497・2498